

## 第6回 一関地区広域行政組合

### 一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

日時 平成31年5月24日（金）午前10時～正午

場所 いわて県民情報交流センターアイーナ会議室702

### 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協 議
  - (1) 第2次選定の結果について
  - (2) 第3次選定の方法について
  - (3) その他
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会委員名簿

No.	役職	シ 氏 メイ 名	備考	専門分野等
1	委員長	ナカザワ ヒロシ 中澤 廣	工学博士 (岩手大学名誉教授)	廃棄物処理工学
2	副委員長	チバ ケイコ 千葉 啓子	医学博士 (岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授)	環境影響評価
3	委員	アズマ アツキ 東 淳樹	農学博士 (岩手大学農学部)	動物生態学
4	委員	オオカワラ マサフミ 大河原 正文	工学博士 (岩手大学理工学部)	地盤工学
5	委員	サッタ ナオヤ 颯田 尚哉	工学博士 (岩手大学農学部)	環境・放射能
6	委員	ヒラツカ アキラ 平塚 明	理学博士 (岩手県立大学名誉教授)	植物生態学
7	委員	ヤマモト ヒロシ 山本 博	(元県南広域振興局副局長)	行政有識者

## 最終処分場候補地選定の手順と考え方

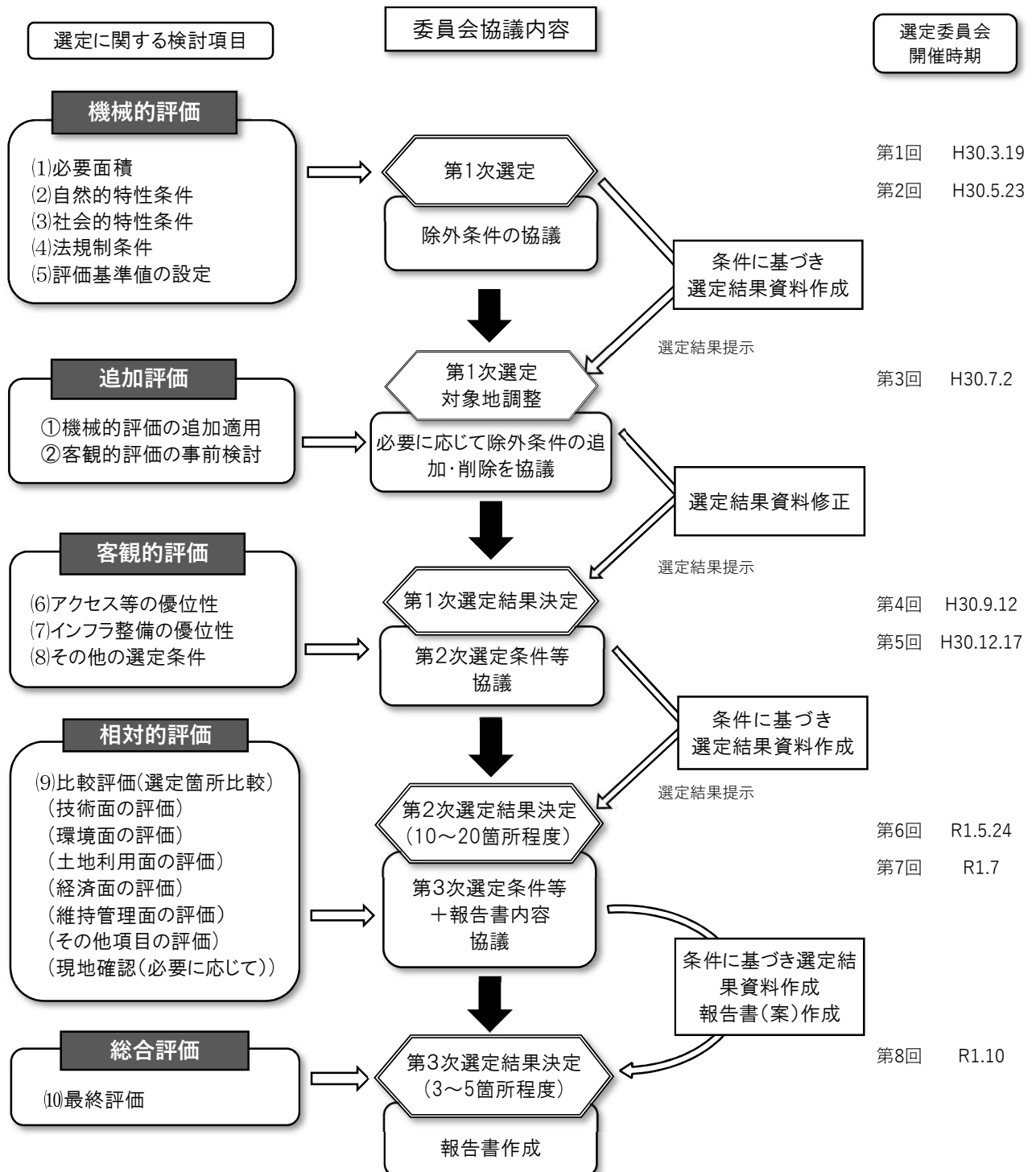
- 委員会による候補地選定の手順は下図による。
- 検討は、以下の考え方にに基づき、3段階で進める。

第1次選定：必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、不適切と考えられる地域を除外し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

第2次選定：候補地を、アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

第3次選定：技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。

### 候補地選定フロー



**協議 1**

**第2次選定の結果について**

第1次選定において選定された地域から、次の条件により第2次選定作業を行った。

- (1) 「1 絞込み条件」に掲げる条件により、候補地として適切な区域を選定する。
  - (2) (1)による絞込みの後、各候補地を評点する「2 比較評価」を行う。
- 「2 比較評価」の結果は「比較評価結果表」のとおりであった。

1 絞込み条件

条 件	条件の考え方	絞込み方法
学校、病院等からの距離	静寂が必要とされる、文教施設、厚生施設に近接しない候補地を選定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文教施設(学校、幼稚園等)から300m以内でないこと。</li> <li>・厚生施設(病院、老人福祉施設等)から300m以内でないこと。</li> </ul>
公共施設 (国・県の機関)	住民の利用頻度の多い施設に近接しない候補地を選定する。	住民等が日常的に利用する施設(庁舎、保健センター、市民センター、図書館、コミュニティセンター、社会体育施設、公園等)から300m以内でないこと。
公共施設 (市町村の機関)		
インフラ整備状況 (上水・下水)	施設整備後、維持管理を行っていかねばならないことから、インフラ設備の整備状況を考慮した候補地を選定する。	<p>道路線形に従って、電気、上水、下水が整備されるため、管内主要道に隣接した土地を選定することにより、インフラ整備に優位性を確保できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道、主要地方道沿線の近隣に位置し、施設を道路から1km程度の範囲と考え、施設奥行を最大500mと想定することにより、道路両脇1.5kmの範囲内とする。</li> <li>・取付道路の想定路線が鉄道踏切、高規格道路、河川等と交差し、高度な技術を要すると想定できる場合は除外する。</li> <li>・取付道路の想定接続先となる既存道路において、大型車両の通行が困難な区間が存在する場合は除外する。</li> <li>・取付道路の想定路線が適切な幅員や高さを確保できない事象が存在する場合は除外する。</li> <li>・取付道路の新設・拡張が必要な距離が短い位置とする。</li> </ul>
道路状況	運搬の容易性、工事の容易性から、整備された道路に近接した候補地を選定する。	
土地造成の容易性	造成費は事業に大きく影響することから、造成が容易と想定される候補地を選定する。	谷地を原則とするが、平地等を含めた柔軟な対応とする。
構造物等の有無	施設整備に影響する構造物の影響しない候補地を選定する。	国道、地方主要道、工場等の大規模構造物の影響のない場所とする。
人口分布	一般廃棄物の排出量は人口の分布と密接な関係があるため、人口分布を考慮した候補地を選定する。	現時点では新たに整備する中間処理施設の整備地が未定であるが、人口分布を考慮した場所での選定が行われる見込みである。 そのため、組合管内における人口重心を特定し、その地点から半径15kmの範囲とする。

## 2 比較評価

### (1) 評価対象候補地の分割

評価に当たっては 20ha 超の過大な面積のエリアを、道路及び地形により分割して評価を行う。

次の手順で候補地の面積が 20ha 程度になるまで分割を行う。

① 鉄道、高速道路、河川の線形で分割する。

(国道、主要地方道の線形では分割済み、すでに 20ha 以下のエリアは分割しない)

② ①の分割をしてもなお 20ha を超えるエリアを県道、市道、私道の線形で分割する。

(分割の対象とする県道、市道、私道は軽車道(道路幅3~1.5mの道路)以上の道路幅のものとする)

③ ②の分割をしてもなお 20ha を超えるエリアを地形(稜線等の候補地となりえない地形)で分割する。

### (2) 評価の配点

10 の評価項目により、配点は最高点を 65 点、最低点を 15 点とし、基本要素と重要要素の配分を概ね 5:5 とする。

評価点：◎=5点、○=3点、△=1点

要素区分係数(重み付け)：重要要素=×2、基本要素=×1

### (3) 評価項目

評価項目		評価内容	評価基準	評価	
基本要素(×1)	1	人口重心からの距離	運搬コストに影響するため、組合管内の人口重心からの距離に応じて評価する	人口重心からの距離が5km 以内	◎
			人口重心からの距離が5km を超え 10km 以内	○	
			人口重心からの距離が 10km を超える	△	
	2	評価対象地内人口	稼働後の埋立造成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考え、候補地の近隣人口数に応じて評価する ※近隣人口数は 250mメッシュの人口分布データから判断	近隣人口が 10 人以下	◎
				近隣人口が 11 人以上 30 人以下	○
				近隣人口が 31 人以上	△
	3	敷地面積	敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価する	対象面積が 10ha 以上	◎
				対象面積が5ha 以上 10ha 未満	○
				対象面積が5ha 未満	△
	4	隣接自治体からの距離	他行政の住民等との調整に影響するため、隣接する自治体の行政境からの距離に応じて評価する	行政境からの距離が1km以上	◎
				行政境からの距離が 500m以上1km未満	○
				行政境からの距離が 500m未満	△
	5	道路状況	運搬コスト、工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する	国道・主要地方道からの距離が1km 以内	◎
				国道・主要地方道からの距離が1km を超える	○
	6	取付道の有無	候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する	取付道の幅員が3m以上	◎
				取付道の幅員が 1.5m以上3m未満	○
				取付道の幅員が 1.5m未満又は取付道がない	△
	7	土地の利用状況	土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する	空地、未利用地、山林、農地等	◎
				工場用地等	○
				住宅地、商業施設用地等	△

評価項目		評価内容	評価基準	評価
重要要素(×2)	8 構造物	主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する	構造物を避けて4ha程度確保可能	◎
			構造物を避けずに4ha程度確保できないが、構造物の移転が可能	○
			構造物を避けずに4ha程度確保できず、構造物の移転が困難	△
	9 地形	施設整備の容易性に影響するため、土地の形状に応じて評価する ※沢は地形としては適当ではないため、沢を回避して必要面積確保の可否を確認する	谷地で4ha程度を確保可能	◎
			谷地と平地を合わせて4ha程度を確保可能	○
			谷地と平地を合わせて4ha程度を確保できない	△
	10 土地取得の容易性	土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する ※情報提供は、基本条件を満たす情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎
			構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○
			構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△

### 3 情報提供があった土地の評価

一般廃棄物処理施設の整備候補地として情報提供があった土地は12か所であり、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設と一体での整備候補地として情報提供があった土地は9か所であった。

それぞれの土地の評価は「情報提供があった土地と各選定段階における除外条件との突合結果表」とおりであり、このうちの3か所が「比較評価結果表」20位以内に含まれている。

## 近接候補地の取扱いについて

第2次選定において行った候補地の分割は、比較評価を行うに当り便宜的に必要となったものであり、候補地への施設の整備については分割後の形状にとらわれるものではない。

このことから、第2次選定の決定にあたり、ほぼ同条件と考えられる近接の複数の候補地については、代表候補地を1か所選定することとする。

### 1 近接とみなすもの

候補地が近接しており、かつ同一行政区内に存在しているもの。

(対象地周辺の地形、道路、行政区等の関係を加味して取り扱いを決定する。)

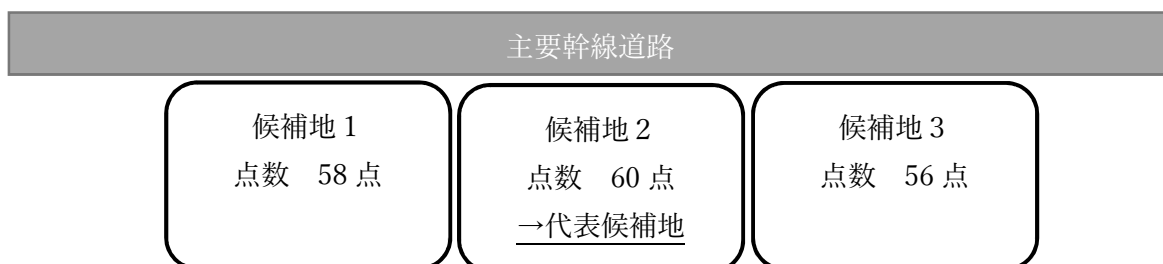
### 2 代表候補地とするもの

(1) 第2次選定の評価点数が上位のもの

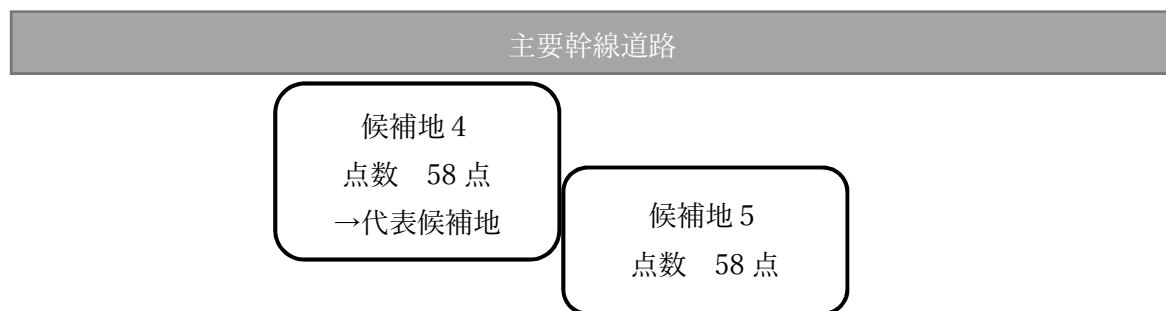
(2) 第2次選定の評価点数が同点の場合は、主要幹線道路により近接なもの

(3) その他特殊な事情がある場合は個別に検討する

(例1)



(例2)



### 3 近接候補地として取り扱う候補地及び代表候補地 (案)

① 158、159→代表候補地 159 (放流地点近接)

# 比較評価結果表

比較項目	基礎要素(×1)														重要要素(×2)						総合評価	
	(1)人口重心からの距離		(2)評価対象地内人口		(3)敷地面積		(4)隣接自治体からの距離		(5)道路状況		(6)取付道の有無		(7)土地の利用状況		(8)構造物		(9)地形		(10)土地取得の容易性			
	運搬コストに影響するため、組合管内の人口重心からの距離に応じて評価する		稼働後の埋立達成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考慮し、候補地の近隣人口数に応じて評価する。 ※近隣人口数は250mメッシュの人口分布データから判断		敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることとから、面積に応じて評価する		他行政の住民等との調整に影響するため、隣接する自治体の行政境からの距離に応じて評価する		運搬コスト、工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する		候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する		土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する		主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する		施設整備の容易性に影響するため、土地の形状に応じて評価する。 ※沢は地形としては適当ではないため、沢を回避して必要面積確保の可否を確認する		土地取得の容易性に影響するため、構成市町の所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する。 ※情報提供は、基本条件を満たさない情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない			
	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数		評価
一関市	158	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	59
一関市	159	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	59
一関市	332	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	59
一関市	75	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	57
一関市	276	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	57
一関市	472	○	3	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	57
一関市	510	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	57
一関市	512	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	57
一関市	536	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	57
一関市	548	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	57
一関市	252	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	55
一関市	320	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	55
一関市	323	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	55
一関市	386	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	55
一関市	392	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	55
一関市	506	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	55
一関市	534	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	55
一関市	562	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	55
一関市	572	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	55
一関市	607	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	55
平泉町	9	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	90	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	53
一関市	100	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	53
一関市	104	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	108	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	112	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	157	○	3	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	177	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	183	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	184	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	193	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	194	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	200	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	307	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	459	△	1	◎	5	◎	5	△	1	◎	5	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	○	6	53
一関市	469	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	513	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	532	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	△	2	◎	10	○	6	53
一関市	619	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	640	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53
一関市	648	○	3	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	○	3	◎	5	◎	10	◎	10	△	2	53



情報提供があった土地と各選定段階における除外条件との突合結果表

No.	情報提供内容			エネルギー回収型一般廃棄物処理施設								一般廃棄物最終処分場					備考		
	情報提供対象施設			第1次選定 除外条件	第2次選定除外条件						第2次選定 比較評価	第2次選定除外条件						第2次選定 比較評価	
	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設	一般廃棄物最終処分場	一体整備		人口分布	土地造成の容易性	構造物等の有無	公共投資エリアの回避	隣接自治体からの距離	運搬経費の経済性		学校病院等からの距離	公共施設	インフラ整備状況・道路状況	構造物等の有無	人口分布			
					組合管内における人口重心から半径15kmの範囲	250mメッシュで分割したエリア内の平均斜度が20%以下	国道、地方主要道、工場等の大規模構造物の影響のない場所	構成市町等に確認し影響のない場所	行政界から500mの範囲外	運搬経費の指標が1.4以下		文教施設及び構成施設から300m以上離れている	住民等が日常生活に利用する施設から300m以上離れている	国道、主要地方道から1.5km以内	国道、地方主要道、工場等の大規模構造物の影響のない場所	組合管内における人口重心から半径15kmの範囲			
1			○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	
2	○	○		○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	
3		○									×	○	○	×	○	×			
4			○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○		
5		○									○	○	○	○	○	○	○	○	
6	○		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
7	○			○	○	○	○	○	○	○									
8	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	面積不足	
9	○			○	×	○	○	○	○	×								面積不足	
10	○		○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○		
11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○		
12	○	○		○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	西側一部	○	
13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
14		○									○	○	○	○	○	○	○	×	
15	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
16-1	○		○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○		
16-2		○									○	○	○	×	○	○	○		
17	○	○		○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	面積不足	
18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
計	13	12	9								3							3	